

しょう しゃ にちじょうせいかつ お よ しゃかいせいかつ そうごうてき
障 がい 者の 日 常 生活 及 び 社会 生活 を 総合 的

しえん ほうりつ もと
に支援するための法律に基づく

ケアホーム ^{たから}宝 ^{じま}島 ^{きょうどうせい}（共同生活 ^{かつえんじょ}援助） ^{うんえい}運 ^き営 ^{てい}規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人宝島福祉会（以下「事業者」という。）が設置するケアホーム宝島（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の共同生活援助（以下、「共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(^{うんえい}運^{ほうしん}營の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活援助を行う住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。）において入浴・排せつ及び食事等の介護・相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2. 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者^{りようしゃ}の所在^{しよざい}する市町村^{しちようそん}、他の指定障害福祉サービス事業者^{た していしやうがいふくし じぎようしゃ}、指定一般相談支援事業者^{してい いっぱん そうだん しえんじ ぎようしゃ}、指定特定相談支援事業者^{してい とくてい そうだん しえんじ ぎようしゃ}、指定障害者支援施設^{してい しやうがいしゃ しえんしせつ}

その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3. 前二項のほか、法及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第107号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護又は家事等は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定共同生活援助を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ケアホーム 宝島

(2) 所在地 大阪府豊能郡能勢町上杉102番地の2

2. 指定共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ケアホーム 宝島 （住居1）

所在地 大阪府豊能郡能勢町上杉102番地の2

(2) 名称 ケアホーム 宝島 スピカ （住居2）

所在地 大阪府豊能郡能勢町上杉114番地の8

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) かんりしゃ 管理者 1 名「(じょうきんしよくいん 常勤職員 . サービス管理責任者兼務)」

かんりしゃ 管理者は、しよくいん およぎょうむ 職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、ほうれいとう 法令等において規定されている指定 共同生活援助の実施に関し、じぎょうしょ 事業所の職員にたいじゅんしゅ 対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) さーびすかんりせきにんしゃ サービス管理責任者 1 名「(じょうきんしよくいん 常勤職員 . 管理者兼務)」

さーびすかんりせきにんしゃ サービス管理責任者は、つぎ ぎょうむ 業務を行う。

(ア) てきせつ 適切な方法により、りようしゃ 利用者の有する能力、置かれているかんきょう およ 環境及びにちじょうせい 日常生活全般のじょうきょうとう 状況等のひょうか 評価を通じてりようしゃ 利用者のきぼう 希望する生活やかだいとう 課題等のはあく 把握(以下「アセスメント」という。)をおこな 行い、りようしゃ 利用者がじりつ 自立したにちじょうせい 日常生活をいとな 営むことができるようにしえん 支援するうえでのてきせつ 適切な支援内容をけんとう 検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容のけんとうけっか 検討結果に基づき、じぎょうしょ 事業所がていきょう 提供する指定共同生活援助以外のほけんいりょう 保険医療サービス又はその他のふくし サービス等とのれんけい 連携も含めて、りようしゃ 利用者の生活に対するたいいこう 意向、そうごうてき 総合的なしえん 支援のほうしん 方針、生活ぜんぱん 全般のしつ 質をこうじょう 向上させるための指定共同生活援助の目標及びそのたっせいじき 達成時期、指定共同生活援助を提供するうえでのりゅういじこうとう 留意事項等をきさい 記載した共同生活援助計画のげんあん 原案をさくせい 作成すること。

(ウ) きょうどうせい 共同生活援助計画のげんあん 原案の内容をりようしゃ また 利用者又はそのかぞく 家族に対してせつめい 説明し、ぶんしょ 文書によりりようしゃ 利用者のどうい え 同意を得たうえで、さくせい 作成した共同生活援助計画をきさい 記載したしょめん 書面をりようしゃ 利用者にこうふ 交付すること。

(エ) きょうどうせい 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握(りようしゃ 利用者についてのけいぞくてき 継続的なアセスメントを含む。)をおこな 行うとともに、すく 少なくとも6ヵ月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、ひつよう 必要に応じて共同生活援助計画をへんこう 変更すること。

(オ) りよう 利用申込者の利用に際し、しょうがい ふくし 障害福祉サービス事業者等に対する

しょうかいとう しょうかいとう により、りようもうしこみしゃ しんしん じょうきょう じぎょうしよいがい
照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における
していしょうがいふくし とう りようじょうきょうとう はあく
指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ) りようしゃ しんしん じょうきょう お かんきょうとう て りようしゃ じりつ
利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立
した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立し
た日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を
おこな
行うこと。

(キ) た じゅうぎょうしゃ たい ぎじゅつしどうおよ じょげん おこな
他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) せわにん 4 名 (めい じょうきんしよくいん 3 名、めい ひじょうきんしよくいん 1 名、)

せわにん しょくじ ていきょう せいかつじょう そうだんおよにゅうよくとう かいごとう
世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、
じごう きてい せいかつしえんいん きょうどう てきせつ えんじょ
次号に規定する生活支援員と共同して、適切に援助する。

(4) せいかつしえんいん 7 名 (めい じょうきんしよくいん 3 名、めい ひじょうきんしよくいん 4 名)

せいかつしえんいん しょくじ ていきょう せいかつじょう そうだんおよにゅうよくとう かいごとう
生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等に
ついて、ぜんごう きてい せわにん きょうどう てきせつ えんじょ
前号に規定する世話人と共同して、適切に援助する。

(5) じむしよくいん 1 名 (めい じょうきん) ただしバックアップ施設職員

(していきょうどうせいかつえんじょ ていきょう しゅ たいしょうしゃ) (指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

だい じょう していきょうどうせいかつえんじょ ていきょう しゅ たいしょうしゃ つぎ
第6条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとす
る。(1) ちてきしょうがいしゃ (2) なんびょうとうたいしょうしゃ

りようていいん (利用定員)

だい じょう じぎょうしよ りようていいん めい
第7条 事業所の利用定員は16名とする。

2 だい じょうだい こう きてい きょうどうせいかつじゅうきょ ていいん つぎ
第4条第2項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。

① ケアホーム たからじま じゅうきょ 1 1 名

② ケアホーム たからじま じゅうきょ 5 名

(^{していきようどうせいかつえんじょ}指定^{ないよう}共同生活援助の内容)

だい じょう じぎょうしょ おこな ^{していきようどうせいかつえんじょ} ^{ないよう} ^{つぎ}
第 8 条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) ^{きようどうせいかつえんじょけいかく} ^{さくせい} 共同生活援助計画の作成
- (2) ^{りようしゃ} ^{たい} ^{そうだん} 利用者に対する相談
- (3) ^{しょくじ} ^{ていきよう} 食事の提供
- (4) ^{けんこうかんり} ^{きんせんかんり} ^{えんじょ} 健康管理・金銭管理の援助
- (5) ^よ ^か ^{かつどう} ^{しえん} 余暇活動の支援
- (6) ^{きんきゅうじ} ^{たいおう} 緊急時の対応
- (7) ^{にっちゅうかつどう} ^{ばとう} ^{れんらく} ^{ちようせい} 日中活動の場等との連絡・調整
- (8) ^{ざいさんかんりとう} ^{にちじようせいかつ} ^{ひつよう} ^{えんじょ} 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (9) ^{やかん} ^{しえん} 夜間における支援
- (10) ^{たいけんりよう} ^{しえん} 体験利用における支援
- (11) ^{ぜんかくごう} ^{かか} ^{べんぎ} ^{ふたい} ^{べんぎ} 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (10) に ^{ふたい} 附帯するその他必要な介護、支援、家事、相談・助言。

^{りようしゃ} ^{じゅりよう} ^{ひよう} ^{がくなど}
(利用者から受領する費用の額等)

だい じょう ^{していきようどうせいかつえんじょ} ^{ていきよう} ^{さい} ^{りようしゃ} ^{とうがいしてい}
第 9 条 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定
^{きようどうせいかつえんじょ} ^{かかわ} ^{りようしゃふたんがく} ^{しはらい} ^う
共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2、^{ほうていだいりじゅりよう} ^{おこな} ^{していきようどうせいかつえんじょ} ^{ていきよう} ^{さい} ^{りようしゃ}
法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者か
^{ほうだい} ^{じょうだい} ^{こう} ^{きてい} ^{さんてい} ^{くんれんとうきゅうふひ} ^{がく} ^{しはら} ^う
ら法第 29 条第 3 項の規程により算定された訓練等給付費の額の支払いを受
^{けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用}
^{がく} ^{たひつよう} ^{みと} ^{じこう} ^{きさい} ^{ていきようしょうめいしょ} ^{りようしゃ}
の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に
^{たい} ^{こうふ}
対して交付するものとする。

3、^{つぎ} ^{さだ} ^{ひよう}
次に定める費用については、毎月末日に翌月分を利用者から徴収（ただし、
^{たいけんりよう} ^{かかわ} ^{りようにつすう} ^あ ^{あんぶん} ^{がく}
体験利用に係るものについては利用日数に合わせ按分した額とする。）し、
^{げつ} ^{いちどかぞくかいだいひようたちあ} ^{もとせいさん} ^{また} ^{りようけいやくしょだい} ^{じょう}
3 か月に一度家族会代表立会いの下清算する又、利用契約書第 8 条の
^{きてい} ^{りようけいやく} ^{しゅうりよう} ^ひ ^{せいさん} ^{ざんきん} ^{しょう} ^{りようしゃ}
規定により利用契約を終了した日に清算し、残金が生じたときは、利用者に
^{ざんきん} ^{へんかん}
その残金を返還するものとする。

(1)	やちん 家賃	げつがく 月 額	5, 0 0 0 円
(2)	こうねつすいひ 光 熱 水 費	げつがく 月 額	8, 0 0 0 円
(3)	しょくざいりょうひ 食 材 料 費	げつがく 月 額	2 7, 0 0 0 円
(4)	ひようひんひ 日 用 品 費	げつがく 月 額	5, 0 0 0 円
(5)	しゅうりしゅうぜんつみたてきん 修 理 修 繕 積 立 金	げつがく 月 額	3, 0 0 0 円

- 4、 ぜんこう ひよう がく かかわ ていきょう あ りようしゃ に
前 項 の 費 用 の 額 に 係 る サ ー ビ ス の 提 供 に 当 た っ て は、 あ ら か じ め、 利 用 者 に
たい とうがい ないよう およひよう せつめい おこな りようしゃ どうい え
対 し、 当 該 サ ー ビ ス の 内 容 及 び 費 用 に つ い て 説 明 を 行 い、 利 用 者 の 同 意 を 得
る も の と す る。 (又 こ の 費 用 に つ い て は、 3 ヶ 月 ご と に 精 算 い た し ま す。)
- 5、 だい こう およ だい こう ひよう しはら う ばあい とうがい ひよう
第 1 項 及 び 第 2 項 の 費 用 の 支 払 い を 受 け た 場 合 は、 当 該 費 用 に か か る
りようしゅうしょう とうがい ひよう しはら りようしゃ たい こうふ
領 収 証 を、 当 該 費 用 を 支 払 っ た 利 用 者 に 対 し 交 付 す る も の と す る。
- 6、 だい こう きてい がく ちょうしゅう とうがい ひよう かかわ げんきんあず しょう
第 3 項 に 規 定 す る 額 を 徴 収 し た と き は、 当 該 費 用 に 係 る 現 金 預 かり 証
を、 ま た、 どうこう きてい せいさん おこな と き げん よう ひよう かかわ しょうこ
しよるい もと りようしゃ たい ふたん もと きんがく およ その うちわけ
書 類 に 基 づ き 利 用 者 に 対 し て 負 担 を 求 め る こ と と な っ た 金 額 及 び そ の 内 訳 を
きさい しよるいなら りようしゅうしょ とうがい ひよう しはら りようしゃ たい こうふ
記 載 し た 書 類 並 び に 領 収 書 を、 当 該 費 用 を 支 払 っ た 利 用 者 に 対 し 交 付 す る も
の と す る。

(にゅうきよ あ りゅういじこう 入 居 に 当 た っ て の 留 意 事 項)

だい じょう りようしゃ つぎ かか じこう じゅんしゅ
第 1 0 条 利 用 者 は、 次 に 掲 げ る 事 項 を 遵 守 す る こ と。

- (1) きょうどうせいかつ たが たす あ あたた にゅうきよせいかつ
共 同 生 活 な の で 互 い に 助 け 合 っ て 暖 か い 入 居 生 活 を し ま し ょ う。
- (2) じしついがい こしつ むだん にゅうしつ
自 室 以 外 の 個 室 に 無 断 で 入 室 し な い こ と。
- (3) たにん めいわく こうい
他 人 の 迷 惑 と な る よ う な 行 為 を し な い こ と。
- (4) なかよ たの きりつ せいかつ きょうりよく
仲 良 く、 楽 し く、 規 律 の あ る 生 活 が で き る よ う に 協 力 し ま し ょ う。
- (5) あぶ かんりじょうひつよう ばあい しじ したが
危 な い こ と や、 管 理 上 必 要 な 場 合 に は、 指 示 に 従 い ま し ょ う。

りようしゃふたんがくとう かかわ かんり (利用者負担額等に係る管理)

だい じょう じぎょうしゃ とうがいりようしゃ どういつ つき していしょうがいふくし およ してい
第 1 1 条 事業者は当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定
しせつしえん い か していしょうがいふくし と う う とうがい
施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該
りようしゃ と うがい どういつ つき う していしょうがいふくし と う よう ひよう
利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用
（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された
かいごきゅうふひまた くんれんとうきゅうふひ がく こうじょ がく さんてい
介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。こ
のばあい りようしゃふたんがくとうごうけいがく しょうがいしゃ にちじょう せいかつ およ
場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び
しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつしこうれい へいせい ねんせいいだい ごう
社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。
い か れい だい じょうだい こう きてい ふたんじょうげんげつがく また れい
以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令
だい じょう きてい こうがくしょうがいふくし ひさんていきじゅんがく こ
第 43 条の 6 に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えると
は、していしょうがいふくし と う じょうきょう かくにん うえりようしゃふたんがくとうごうけい
指定障害福祉サービス等の状況を確認の上利用者負担額等合計
がく しちょうそん ほうこく りようしゃおよ していしょうがいふくし と う
額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を
ていきょうしたしていしょうがい じ ぎょうしゃおよ していしょうがいしゃしえんしせつ つうち
提供した指定障害サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するも
のとする。

きんきゅうじおよ じ こはっせいじとう たいおうほうほう (緊急時及び事故発生時等における対応法方)

- だい じょう げん していきょうどうせいかつえんじょ ていきょう おこな りようしゃ
第 1 2 条 現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に
びょうじょう きゅうへん しょう ばあい たひつよう ばあい すみ じぎょうしょ さだめ
病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定め
る きょうりょくいりょうきかん また し か きょうりょくいりょうきかん りようしゃ しゅじい
協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医
（い か きょうりょくいりょうきかん れんらく など ひつよう そち こう
以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講
ずるとともに すみ かんりしゃ ほうこく
速やかに管理者に報告するものとする。
- 2、 きょうりょくいりょうきかん れんらくとう こんなん ばあい た いりょうきかんとう
協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への
れんらく おこな と う ひつよう そち こう
連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3、 していきょうどうせいかつえんじょ ていきょう じ こ はっせい ただ りようしゃ
指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者
かかわ しょうがいふくし じぎょうしゃとう れんらく ひつよう そち
に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を

こう
講ずるものとする。

- 4、 していきょうどうせいかつえんじょ ていきょう ばいしょう じ こ はっせい
指定 共 同 生 活 援 助 の 提 供 により 賠 償 するべき事故が 発 生 したときは、
すみ そんがい ばいしょう
速やかに 損 害 を 賠 償 するものとする。

ひじょうさいがいたいさく (非常災害対策)

- だい 第 1 3 じょう じぎょうしょ は、ひじょうさいがいじ かん ぐたいてきけいかく たて、ひじょうさいがいじ
の 関係機関への 通報 及び 連絡 体制 を 整備 し、それらを 定期的に 従
ぎょうしゃ しゅうち ていきてき ひなん きゅうしゅつ たひつよう くんれん
業 者 に 周知 するとともに、定期的に 避難、 救 出 その他 必要な 訓練 を
おこな 行 うものとする。

くじょうかいけつ (苦情解決)

- だい 第 1 4 じょう ていきょう していきょうどうせいかつえんじょ かん りようしゃおよ
提 供 した指定 共 同 生 活 援 助 に関する 利用者 及び その 家族 (以下
「利用者等」という。)からの 苦 情 に 迅速かつ 適切に 対 応 するために、 苦 情
う つ 受け付けるための 窓口 を 設置 するものとする。

- 2、 ていきょう していきょうどうせいかつえんじょ かん ほうだい じょうだい こう きてい
提 供 した指定 共 同 生 活 援 助 に関し、法 第 1 0 条 第 1 項 の 規程 により
しちょうそん ほうだい じょうだい こう きてい おおさかふちじまた しちょう
市 町 村 が、また、法 第 4 8 条 第 1 項 の 規定 により 大阪府知事 又は 市 町
そんちょう おこな ほうこく も ぶんしょ た ぶっけん ていしゅつ も ていじ
村 長 が、 行 う 報告 若しくは 文書 その他の 物件 の 提 出 若しくは 提示 の
めいれい また とうがいしよくいん しつもんも じぎょうしょ せつびも ちょうぼ
命 令、又は 当該 職 員 からの 質問 若しくは 事業 所 の 設備 若しくは 帳 簿
しよるい た ぶっけん けんさ おう およ りようしゃとう くじょう かん しちょうそん
書 類 その他の 物件 の 検査 に 応じ、及び 利用者 等 からの 苦 情 に関して 市 町 村
また おおさかふちじ およ しちょう そんちょう おこな ちょうさ きょうりよく
又は 大阪府知事 及び 市 町 村 長 が 行 う 調査 に 協 力 するとともに、
しちょうそんまた おおさかふちじ およ しちょう そんちょう しどうまた じょげん う ばあい
市 町 村 又は 大阪府知事 及び 市 町 村 長 から 指導 又は 助 言 を 受けた場合は、
とうがいしどうまた じょげん したが ひつよう かいぜん おこな
当該 指導 又は 助 言 に 従って 必要 な 改 善 を 行 うものとする。

- 3、 しゃかいふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい うんえいてきせい
社 会 福 祉 法 (昭 和 26 年 法 律 第 4 5 号) 第 8 3 条 に 規定 する 運 営 適 正 化
いいんかい どうほうだい じょう きてい おこな ちょうさまた かぎ
委員会 が 同 法 第 8 5 条 の 規程 により 行 う 調査 又は あっせん に できる 限り
きょうりよく
協 力 するものとする。

こじんじょうほう ほご (個人情報保護)

- だい 第15条 じょう じぎょうしょ ぎょうむじょうし え りようしゃとう こじんじょうほう
事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については
こじんじょうほう ほご かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう たかんけい
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係
ほうれいとう じゅんしゅ てきせい と あつか
法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
2. しょくいん ぎょうむじょうし え りようしゃとう ひみつ ほじ
職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
3. しょくいん もの ぎょうむじょうし え りようしゃとう ひみつ ほじ
職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、
しょくいん あと ひみつ ほじ むね しょくいん
職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との
こようけいやく ないよう
雇用契約の内容とする。
4. じぎょうしゃ た しょうがいふくし じぎょうしゃとう たい りようしゃとう かん
事業者は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関す
る じょうほう ていきょう さい ぶんしょ りようしゃとう どうい え
情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るもの
とする。

ぎゃくたいぼうし かん じこう (虐待防止に関する事項)

- だい 第16条 じょう じぎょうしょ りようしゃ じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう つぎ そち
事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置
こう つと
を講ずるよう努めるものとする。
- (1) ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ せんていおよ せっち
虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) せいねんこうけんせいど りようしえん
成年後見制度の利用支援
- (3) くじょうかいけつたいせい せいび
苦情解決体制の整備
- (4) じゅうぎょうしゃ たい ぎゃくたい ぼうし けいはつ ふきゅう けんしゅう じっし
従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) ひつよう おう いりようかんけいきかんなど れんけい
必要に応じて、医療関係機関等との連携

たうんえい かん じゅうようじこう (その他運営に関する重要事項)

- だい 第17条 じょう じぎょうしゃ しょくいん ししつこうじょう けんしゅう きかい つぎ
事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり
もう
設けるものとし、また、ぎょうむ しつこうたいせい けんしょう せいび
業務の執行体制についても検証、整備す

るものとする。

(1) さいようじしょがいけんしゅう (さいようご 6 か月 いない)

(2) けいぞくてきしょがいけんしゅう (ねん 1 回 以上)

2. じぎょうしょ、しょくいん、せつび、びひんおよ、かいけい、かん、しょきろく、せいび
事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3. じぎょうしょ、りようしゃ、たい、していきょうどうせいかつえんじょ、ていきょう、かん、しょきろく
事業所は利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録
をせいびし、していきょうどうせいかつえんじょ、ていきょう、ひ、ねんかんほぞん
を整備し、指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

4. じぎょうしょ、していきょうどうせいかつえんじょ、りよう、しちょうそんまた、いっぽんそうだん
事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談
しえんじぎょうも、とくていそうだんしえんじぎょう、おこな、もの、おこな、れんらくちょうせい
支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、
できるかぎり、きょうりよく
できる限り協力するものとする。

5. このきてい、さだめ、じこう、うんえい、かん、じゅうようじこう、じぎょうしゃ
この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と
じぎょうしょ、かんりしゃ、きょうぎ、もと、さだめ
事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

ふ 則	このきていは、	へいせい 18 ねん がつ にち 平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
	うんえいきていいちぶかいてい 運営規程一部改定	へいせい 20 ねん がつ にち 平成 20 年 3 月 1 日
	うんえいきていいちぶかいてい 運営規程一部改定	へいせい 23 ねん がつ にち 平成 23 年 8 月 1 日
	うんえいきていいちぶかいてい 運営規程一部改定	へいせい 25 ねん がつ にち 平成 25 年 4 月 1 日
	うんえいきていいちぶかいてい 運営規程一部改定	へいせい 26 ねん がつ にち 平成 26 年 4 月 1 日
	うんえいきていいちぶかいてい 運営規程一部改定	へいせい 27 ねん がつ にち 平成 27 年 1 月 6 日